

別表第二号第5 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	1 2 4 5 6 7 8 11 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38(注1) 39(注1) 40(注1) 41(注1)	(注1) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 2 3(注1) 5 6 9(注1) 10(注1) 15 18(注2) 19(注2) 36(注3) 38(注4) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 19の欄から37の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 (注4) 39の欄から41の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 11 12 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 36 37 38(注1) 39(注1) 40(注1) 41(注1)	(注1) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する口に✓印を付けること。

- 4 2の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 3の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- 6 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□に✓印を付けること。
- 7 5の欄の記載は、次によること。
  - (1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできるだけ詳しく記載すること。
  - (2) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては再免許の日)以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。
- 8 6の欄の記載は、次によること。
  - (1) 氏名又は名称の欄は、次によること。

申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び代表者名の欄に代表者名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
  - (2) 住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 9 7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
- 10 8の欄は、該当する□に✓印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。
- 11 9の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 12 10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 13 11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載

すること。

14 12の欄は、当該無線局が最初に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

15 13の欄は、該当する口に✓印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

16 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

17 15の欄は、次の区分に従い、記載すること。

(1) 免許の申請の場合

希望する識別信号

(2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）

18 16の欄は、人工衛星の名称を「B S A T-1 a」のように記載すること。

19 17の欄の記載は次によること。

(1) 電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅について、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の表示方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。

ア 占有周波数帯幅を3数字及び1文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

イ 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0. 001Hz～999Hz	H001～999H
1. 00kHz～999kHz	1K00～999K
1. 00MHz～999MHz	1M00～999M
1. 00GHz～999GHz	1G00～999G

(2) 希望する周波数の範囲は、「何GHzから何GHzまで」のように記載するほか、次によること。

ア 衛星基幹放送又は内外放送を行う基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

イ 超短波放送(デジタル放送を除く。)を行う基幹放送局であつて補完放送を行うもの場合は、希望するデータチャンネルを「毎秒240キロビット」のように併せて記載すること。

ウ テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)を行う基幹放送局であつて、補完放送(標準テレビジョン放送の標準方式第12条において準用する標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第4条から第8条までに規定する送信の方式により行うものを除く。)を行うもの場合は、希望する標本化周波数による音声チャンネル、データチャンネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を「第2音声チャンネル(32kHz又は48kHz)」、「毎秒240キロビット」、「16H(279H)又は21H(284H)」又は「70.804kHz又は118.007kHz」のように併せて記載すること。

エ テレビジョン音声多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望する標本化周波数による音声チャンネルを「第2音声チャンネル(32kHz又は48kHz)」又は「第3及び第4音声チャンネル(32kHz)並びに第2音声チャンネル(48kHz)」のように併せて記載すること。

オ テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望する垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を「16H(279H)又は21H(284H)」のように併せて記載すること。

カ 超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望するデータチャンネルを「毎秒240キロビット」のように併せて記載すること。

キ テレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望するデータチャンネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を「毎秒240キロビット」、「10H(273H)又は14H(277H)」又は「70.804kHz又は118.007kHz」のように併せて記載すること。

ク テレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は、希望する垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を「テレビジョン文字多重放送16H(279H)又は21H(284H)、テレビジョン・データ多重放送10H(273H)又は14H(277H)」のように併せて記載すること。

ケ デジタル放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

(ア) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「28.860メガボー」のように併せて記載すること。

(イ) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「32.5941メガボー」のように併せて記載すること。

(ロ) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「毎秒42.192メガビット」のように併せて記載すること。

(ハ) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「毎秒69.718メガビット」のように併せて記載すること。

(3) 空中線電力の記載は、次によること。

ア 電波の型式の別に記載すること。

イ 超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力(11.7GHzから12.75GHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。)を併せて記載すること。

ウ 送信装置ごとに異なるときは、それぞれについて記載すること。

エ 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて記載すること。

20 18の欄の記載は、当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称)を記載すること。

21 19の欄の記載は、次によること。

(1) 対地静止衛星の場合

ア 対地静止衛星軌道の欄は、「東経110°」のように記載すること。

イ 緯度の変動幅及び経度の変動幅の各欄は、「±0.1°」のように記載すること。

ウ 人工衛星の欄は、当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。

(2) 対地静止衛星以外の人工衛星の場合

ア 軌道の傾斜角の欄は、「45°」のように記載すること。

イ 周期の欄は、分単位で記載すること。

ウ 遠地点の高度及び近地点の高度の各欄は、キロメートル単位で記載すること。

エ 軌道の種類は、コード表により記載すること。

22 20の欄は、申請に係る人工衛星の打上げ予定年月日(既に打ち上げられている場合には、その打上げ年月日)を記載すること。

23 21の欄は、「15年(平成何年まで)」のように使用可能期間を年数で記載すること。再免許の申請の際は、申請提出の際の使用可能期間を記載すること。

24 22の欄は、19の欄で記載した人工衛星の軌道又は位置の欄以外の、人工衛星局の設置場所等に係る情報(ロケット打上げ後の投入軌道位置から静止軌道位置までの間など)に関して記載すること。

25 23の欄は、目的を遂行できる位置の範囲として、免許申請を行う人工衛星局の目的が遂行できる人工衛星の位置の範囲を記載すること。

26 24の欄は、予備衛星がある場合に限り、申請に係る人工衛星局(宇宙局を含む。以下同じ。)が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものと軌道予備と

なっているものを合わせた数を「1機」のように記載すること。

27 25の欄は、同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるものに限り、人工衛星の数の欄に開設される人工衛星局と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものの数を記載し、打上げ予定時期の欄に当該宇宙物体の打上げ予定年月日を記載すること。

28 26の欄は、人工衛星の打上げ場所を「日本 種子島宇宙センター」のように記載すること。

29 27の欄は、国際連合に登録した国際標識番号を記載すること。

30 28の欄は、人工衛星の姿勢制御方式を「三軸安定方式」のように記載すること。

31 29の欄の記載は、人工衛星を所有する者の名称を記載すること。

32 30の欄は、27の欄に記載した場合に限り、人工衛星を打ち上げる時に使用するロケットの名称を記載すること。

33 31の欄は、「全国」のように記載すること。

34 32の欄は、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

区 分	金 額	備 考
総 額	千円	
送 受 信 設 備		
そ の 他		

(注1) 無線設備の工事費は、設備費、機材費、人件費等を含めて記載すること。

(注2) 無線設備の共用等の場合は、その分担する金額を備考欄に記載するとともに、使用承諾書の写し等その確実性を証する書面を添付すること。

35 33の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、衛星基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項

を付記すること。

ア 放送法第121条第2項第1号に規定する基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 放送法第121条第2項第2号に規定する基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

36 34の欄は、33の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第2号に規定する地球局設備を記載すること。

37 35の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等（以下「設備維持業務」という。）の業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

(2) 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

(3) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

38 36の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い（別紙）の該当する口にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 免許の申請の場合	(1) (注1)(注2) (2) (注1)(注2) (3) (注1)(注2) (4) (注1)(注2) (5) (注1)(注3) (6) (注1)(注4) (7) (注1)(注2) (8) (注1)(注2) (9) (注1)(注2)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下「衛星基幹放送局等」という。))の場合は、申請者の住所とする。以下この(注1)において同じ。)が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。)のものと同じであり、かつ、当該他の基

		<p>幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。</p> <p>(注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注3) 衛星基幹放送試験局の場合に限る。</p> <p>(注4) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。</p>
2 変更の申請又は届出を行う場合	<p>(1) (注1)(注2)</p> <p>(2) (注1)(注2)</p> <p>(3) (注1)(注2)</p> <p>(4) (注1)(注2)</p> <p>(5) (注3)</p> <p>(6) (注4)</p> <p>(7) (注1)(注2)</p> <p>(8) (注1)(注2)</p> <p>(9) (注1)(注2)</p>	<p>(注1) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注2) 当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。</p> <p>(注3) 衛星基幹放送試験局の場合に限る。</p> <p>(注4) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。</p>
3 再免許の申請の場合	<p>(1) (注1)(注2)</p> <p>(3) (注1)(注2)</p> <p>(4) (注1)(注2)</p> <p>(5) (注1)(注3)</p> <p>(6) (注1)(注4)</p> <p>(7) (注1)(注2)</p> <p>(8) (注1)(注2)</p> <p>(9) (注1)(注2)</p> <p>(10) (注1)</p>	<p>(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が、現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。</p> <p>(注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注3) 衛星基幹放送試験局の場合に限る。</p> <p>(注4) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。</p>

39 「36 事業計画等」の(別紙)の記載は、次によること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。ただし、再免許の申請の場合は、経営形態の欄は記載を要しない。

ア 株式会社の場合

経営形態	株 式 会 社		
資本又は出資の額	発行済みの株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数



イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株 式 会 社 ( 設 立 中 )		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合 計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 定款又は寄附行為に放送局設備供給役務の提供を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

ア 定款（会社法（平成17年法律第86号）第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為

イ 法人設立計画書（法人設立までの進行予定を記載した書類とする。）

ウ 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
工 事 費	千円	
創 業 費		
そ の 他		
合 計		

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

フリガナ	住 所	職 業	総議決権に対する比率	備 考
氏名又は名称				
			%	

(注1) 総議決権に対する比率が100分の1以上の者について記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により将来において、総議決権に対する比率が100分の1以上

となる場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

イ 発起人又は発起人代表であるときはその旨

ウ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

エ 出資の予定のものについてはその旨

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(5) 別紙(6)は、次により記載すること。

再免許の申請の場合は、試験の方法及び具体的計画のほか、免許の期間中における試験の方法及び結果の概要を記載すること。

(6) 別紙(7)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要



販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5 営業利益 (3-4)										
6 営業外収益										
7 営業外費用										
8 経常利益 (5+(6-7))										
備考										

(注1) この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。なお、衛星基幹放送試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。

(注2) 事業収支の欄は、申請者が行う放送局設備供給役務の提供を行う事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

(注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

イ 見積りの根拠(臨時目的放送を専ら行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

(ア) 収益

(注) 放送番組の数及び放送局設備提供役務料について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(イ) 費用

科 目	金 額	根 拠
	千円	

(注) (ア)の注に準じて記載すること。

(8) 別紙(10)は、次の事項について記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、21の欄の別紙の様式に準じて記載すること。)

ア 事業の実績

(ア) 事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。))について簡単に記載すること。衛星基幹放送試験局の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、放送を行う実用化試験局の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。)

(イ) その他参考となる事業の概要

イ 資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。)(当該申請が決算期中の途中に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合

には記載を要しない。)

(9) 別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

40 37の欄の記載は、次によること。

(1) 4の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

(2) 申請に係る衛星基幹放送局が標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局の場合は、共用を予定している無線設備に係る標準テレビジョン放送を行う基幹放送事業者名を記載すること。ただし、標準テレビジョン放送を行う基幹放送事業者がその放送設備を共用して開設する場合は、この限りでない。

(3) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(4) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第6条の4の2で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。

(5) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

41 39の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

42 40の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

43 41の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を、移動する受信設備にあつては、移動範囲を記載すること。

44 該当欄に全部を記載することができない場合には、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

45 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

46 第2条第3項ただし書きの規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。